

平成26年7月24日

障害福祉サービス事業者等の皆様へ

愛知県健康福祉部障害福祉課

送迎加算算定時における「燃料費等の実費」の受領について

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成26年3月31日障発0331第22号改正厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的範囲として3の（3）に「利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）」が挙げられていますが、今後、事業実施地域の内外に関わらず、利用者の送迎において当該実費を受領する場合は、下記に掲げる事項を遵守してください。

記

1 遵守事項

- （1）利用者に過重な負担を求めないよう配慮するとともに、負担を求める場合は利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得ること。
- （2）事業所の運営規程において定め、また、重要事項説明書に明記し、当該事業所の見やすい場所に掲示すること。
- （3）送迎加算を超えた額のみ受領できるものであることから、実費額や送迎加算の内訳を明確にするとともに、会計上もサービス報酬とは明確に区分すること。

2 注意点

- （1）「燃料費等の実費」に含まれる費用の範囲とは、運転手・添乗員等送迎のみに従事する職員（サービス報酬の対象職員は含まない。）に係る人件費、送迎車両の修繕費等、外部委託による送迎車の借上料、燃料費、その他送迎車両に係る保険料、公租公課等の諸経費等が挙げられること。
- （2）事業所が利用者から実費等を徴収して送迎を行う場合は、道路運送法の規定により、登録又は許可の手続き等が必要となる場合があるので留意すること。

担当 事業所・地域生活支援グループ

電話 052-954-6317（ダイヤルイン）